

## 消防同意を円滑に行うための留意事項

消防同意の審査を円滑に行うために、審査時によくある指摘を整理し例示しますので、申請時の参考としてください。

### 1 一般的事項

- 建物の使用形態や利用時間を整理してください。
- 防災防火対象物の場合、仕上表に「カーテン、じゅうたん等は防災物品を使用する」旨を記載してください。
- 縮尺が正確な図面の作成をお願いします。

### 2 収容人員

- 施設の従事者人数を整理してください。
- 来客者や従事者の方がどの室を利用するか整理してください。

### 3 消防無窓の判定

- 階ごとに無窓判定の計算式、結果を明記してください。
- 無窓階の判定方法は、消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号。以下「省令」という。）第5条の3に従ってください。
- 大型開口部は、2箇所以上必要です。
- ガラスの厚み・種類を明記してください。ガラスの種類によっては、計算に入れることができません。別表「開口部の構造」を参照してください。
- 鍵の種別を明記してください。  
※無窓判定に使用する開口部の錠は、内側から開錠可能な（サムターン錠、クレセント錠等）としてください。
- 床面から建具下端までの高さを明記してください。
- 窓ガラスフィルムについては、個別に判断する必要があるため、事前にご相談ください。

### 4 消火器

- 消火器の種別（単位数）を明記してください。
- 防火対象物の各部分から、歩行距離20m以下となるように設置してください。機械室やメールコーナーなど出入り口が屋外に面している部分のみの場合は、気を付けてください。
- 屋外に面する部分等に設置する場合は、「格納箱に収納する」旨を記載してください。
- 原則、10型消火器を配置してください。

### 5 屋内消火栓設備

- 加圧送水装置、配管、電源（非常電源の経路、配線の種別）、水源を明記してください。
- 水平距離で包含できていることとホース長による有効放水距離も取れているか確認してください。

## 6 スプリンクラー設備

○加圧送水装置、配管、電源（非常電源の経路、配線の種別）、水源を明記してください。

## 7 自動火災報知設備

○警戒区域線及び警戒区域番号を明記してください。

○一斉鳴動又は区分鳴動を明記してください。

○天井裏部分の高さが50cm以上ある場合は、感知器が必要です。（主要構造部を耐火構造とした防火対象物を除く。）この場合は、天井裏の区画（114条区画等）を明記してください。

## 8 消防機関へ通報する火災報知設備

○消防法施行令第23条第3項の規定を適用し、消防機関へ常時通報することができる電話（携帯電話、スマートフォンは不可）を設置する場合は、その旨を記載してください。

## 9 非常警報設備

○非常ベル又は自動式サイレンから各階の各部分が水平距離25mで包含できるようにしてください。

○放送設備のスピーカーは、各階の各部分が水平距離10mで包含できるようにしてください。

○放送設備のスピーカーの設置を要さない部分については、その面積を明示してください。また、その部分を包含するスピーカーを明示してください。

## 10 避難器具

○避難器具の降下空間には、物干し金物及び室外機等の降下時に障害となるものを設置しないでください。

○立面図等に、避難器具の降下空間の位置を明記してください。

○避難器具の降下部分が駐車場や敷地内道路である場合、オレンジ色のゼブラにより明示するとともに標識等により周囲にわかるようにしてください。

○金属製避難はしごで避難器具用ハッチを使用する場合は、吊元は外側に取り付けてください。（建物を背に降下するようにしてください。）

## 11 誘導灯

○機器凡例（誘導灯の等級）を明記してください。

○原則、床面から2.5m以下となる位置に設置してください。天井が高い場合には、事前にご相談ください。

○避難経路上の扉は、非常時に避難できるよう鍵等を用いることなく開放できるようにサムターン錠、クレセント錠又は空錠としてください。

## 開口部の構造

ガラス開口部の種類		開口部の条件		無窓階判定 (省令第5条の3)	
				足場	
				あり	なし
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ6mm以下	引き違い	○	○	
		FIX	○	○	
網入り板ガラス	厚さ6.8mm以下	引き違い	△	△	
		FIX	×	×	
線入り板ガラス	厚さ10mm以下	引き違い	△	×	
		FIX	×	×	
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ5mm以下	引き違い	○	○	
		FIX	○	○	
合わせガラス	(1)フロート板ガラス6.0mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス6.0mm以下 (2)網入り板ガラス6.8mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス5.0mm以下	引き違い	△	△	
	(1)フロート板ガラス5.0mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス5.0mm以下 (2)網入り板ガラス6.8mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス5.0mm以下 (3)フロート板ガラス3.0mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+型板ガラス4.0mm以下	引き違い	△	×	
	(1)フロート板ガラス6.0mm以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜0.4mm以下+PETフィルム0.13mm以下+EVA中間膜0.4mm以下+フロート板ガラス6.0mm以下 (2)フロート板ガラス6.0mm以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜0.8mm以下+フロート板ガラス6.0mm以下 (3)網入り板ガラス6.8mm以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜0.4mm以下+PETフィルム0.13mm以下+EVA中間膜0.4mm以下+フロート板ガラス5.0mm以下 (4)フロート板ガラス3.0mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+型板ガラス4.0mm以下	引き違い	△	△	
	上記全て	FIX	×	×	
倍強度ガラス	-	引き違い	×	×	
		FIX	×	×	
複層ガラス	構成するガラスごとに本表(網入り板ガラス及び線入り板ガラス(窓ガラス用フィルムを貼付したものを含む。))は、厚さ6.8mm以下のものに限る。)により評価し、全体の判断を行う。				

## 備考

- 1 「足場あり」とは、避難階又はバルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの
- 2 「引き違い」とは引き違い窓、片開き戸、開き戸等、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- 3 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 4 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれJIS R 3205及びJIS R 3222に規定するもの

## 凡例

- ：省令第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる  
△：ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分(引き違い窓の場合概ね1/2の面積で算定する。クレセントやレバーハンドル自体に鍵付きとなっている等の特殊なものについては、個別に判断すること。)を省令第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる  
×：省令第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことはできない。